

令和8年4月8日

保護者 様

鳥取大学附属中学校
校 長 霜村 典宏

出席停止に係る学校への報告について(お願い)

春暖の候、保護者の皆様におかれましてはご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より本校教育に対しまして、ご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、学校感染症については出席停止となり、医療機関の指示のもと適切な治療が行われるものです。

つきましては、今後、下記1に示された学校感染症に罹患した場合は、下記2の項目について医療機関からよく聴き取っていただき、学校へ連絡してください。「登校許可書」の提出は必要ありません。

なお、一部の学校感染症につきましては、引き続き「登校許可書」の提出が必要となります。詳細は裏面をご覧ください。

また、これまで出席停止として扱ってございました「溶連菌感染症」につきましては、「その他の感染症」であり、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に緊急的に措置をとることができるものであるため、出席停止とはいたしません。ご了承ください。

記

1 学校感染症

第一種感染症

・鳥インフルエンザ 等

第二種感染症

・インフルエンザ ・百日咳 ・麻疹(はしか) ・水痘(みずぼうそう) ・風しん(三日ばしか)
・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ・咽頭結膜熱(プール熱) ・新型コロナウイルス感染症 等

第三種感染症

・コレラ ・細菌性赤痢 等

2 学校に連絡が必要な項目

①病名 ②症状 ③受診日 ④療養期間(○月○日～○月○日) ⑤医療機関名
⑥その他医療機関から伝えられた注意事項

3 学校への連絡方法

・原則電話で連絡をしてください。その際、上記2「学校に連絡が必要な項目」について聞き取りします。

※お急ぎの場合は、マチコミで連絡をしていただいてもかまいません。

【参考】出席停止となる学校感染症と登校許可書提出の有無

登校許可書の提出	病 名	出席停止期間
不要	第一種感染症(エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1 型))	治癒するまで (原則として患者は指定医療機関に入院するので、治癒するまで出席停止とする。)
//	インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
//	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性薬療法が終了するまで
//	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
//	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
//	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
//	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで(かさぶたになるまで)
//	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日を経過するまで
//	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した(解熱薬を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある)後1日を経過するまで
<u>必要</u>	結核、髄膜炎菌性髄膜炎、腸管出血性大腸菌感染症(O-157 等)、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	<u>医師において感染の恐れがないと認められるまで</u>

※「医師によって感染の恐れがないと認められるまで」が出席停止期間となる疾患については、医師に記入していただく登校許可書が必要となります。HP からダウンロードしていただくか、学校で用紙をお受け取りください。

※登校許可書の提出が不要な学校感染症でも、医師による登校許可は必要です。ご家庭の判断で登校させるのではなく、受診時に登校可能となる日を医師にご確認いただくようお願いいたします。